

(4) 保護司活動の広報

更生保護に対する国民の理解に関して、国は、更生保護法第2条第1項において、責務として「更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない」とされており、保護観察所は、同法第29条において、所掌事務として「犯罪の予防を図るため、世論を啓発」することとされている。

また、保護司は、保護司法第8条の2において、職務として「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動」などの事務に従事することとされている。また、保護司会は、保護司会等規則第4条において、任務として「保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝」の事務を行うこととされている。こうした保護司や保護司会の活動に対して、地方公共団体は、同法第17条において、「必要な協力をすることができる」こととされている。

法務省、保護司、保護司会及び地方公共団体においては、これらの規定等に基づき、更生保護や保護司活動に関する国民の理解を深め、協力を得るために、犯罪予防活動（犯罪や非行の予防のために、国民の理解促進や犯罪の原因となる社会環境の改善等に努める活動をいう。）として様々な取組や協力を行っている。

なお、犯罪予防活動は、保護観察等の処遇活動と並び保護司活動における車の両輪に例えられている^(注)。

(注) 平成31年の改訂後の基本的指針では、「保護司の活動は、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する活動と、犯罪や非行を防止する活動を両輪」としてこれらの活動に取り組むこととされている。

〔保護司会が行う犯罪予防活動の例〕

種類	具体例
街頭広報活動等	駅頭広報活動やパレード等の広報啓発活動
講演会等	外部講師を招くなどして開催する講演会やシンポジウム、表彰式等
ミニ集会等	保護司が講師を務めるなどして行うミニ集会、公開ケース研究会、薬物乱用防止教室、非行防止教室
スポーツ大会等	青少年を対象としたスポーツ大会、ワークショップなど参加体験型活動、ミニコンサート等
防犯活動等	声掛け運動、防犯パトロール、街頭補導活動、チラシ撤去等

(注) 実費弁償金運用通達を参考に当省が作成した。

i 法務省における保護司活動の広報に関連する取組

犯罪予防活動の一つとして、法務省の主唱する社明運動が、毎年7月を強調月間として、地域住民の参加を得て実施されている。社明運動を推進するに当たっては、関係機関・団体で構成される推進委員会が、中央に一つ、また、各都道府県・市区町村等を単位に設置^(注)されるほか、法務省は、都道府県知事に対し、社明運動への尽力と管内市区町村への社明運動の趣旨の周知について、毎年、協力依頼を行っている。

(注) 平成 29 年においては、中央に 126 の関係機関・団体で構成された中央推進委員会が設置されたほか、各都道府県単位（北海道にあっては、道及び道内各保護観察所単位）に 51 の都道府県推進委員会が、また、市区町村等を単位に 1,531 の地区推進委員会が設置された。

保護司活動の広報に関して、平成 24 年提言では、地方公共団体に加え、関係機関・団体、地域住民に保護司活動の内容や意義について理解してもらうため、保護観察所と保護司会が各種方策（例：地元マスメディアに対する積極的な情報提供、社明運動の充実等）に取り組むことが必要であるとされている。また、再犯防止推進計画では、法務省は、国民の間に、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、更生保護ボランティア等の活動に関する広報の充実を図ることとされている。

こうしたことを踏まえ、法務省は、保護司活動の広報啓発活動に一層取り組むため、平成 26 年の基本的指針において、法務省及び保護司会は、「地域住民や地方公共団体を始めとする多くの者から活動について理解されることは、保護司活動を続けていく意欲や、保護司活動への新たな参画者を得ることにもつながることから、広報啓発活動に一層取り組むこと」、「平素の犯罪予防活動等の場面を捉えて、保護司活動を地域住民に理解してもらうよう努めること」などとして取組を進めている。

また、法務省は、地方公共団体の職員や地域住民による保護司活動についての理解を図るため、平成 26 年の依頼通知において、都道府県知事及び市区町村長に対し、職員研修等の場における保護司活動に関する研修の機会や、地方公共団体の広報誌等を活用するなどの地域住民に保護司活動を周知する機会の提供を依頼している。

（最近の動向）

法務省は、平成 31 年の改訂後の基本的指針において、保護司活動の重要性や魅力について広報する際には、「保護司の適任者確保に向け、幅広い年齢層や多様な職業分野にある人たちに情報発信を行うとともに、特に必要となる人材に応じた戦略的な適任者確保となるようそれぞれの興味や関心を引き付ける工夫をすること」などとしている。

（保護観察所における取組状況）

調査対象とした 17 保護観察所における犯罪予防活動の取組状況について調査したところ、ポスターの掲示や、チラシ・パンフレットなどの配布を行ったり、パネル展などの各種行事において広報を行ったりしているほか、Jリーグなどプロスポーツ会場で広報を行っている例（4 保護観察所）や、地域の著名人を「社会を明るくする大使」に任命して街頭広報活動等を実施している例（1 保護観察所）がみられた。

〔保護観察所における犯罪予防活動の取組例〕

- 地元サッカーチームの大会時に、スタジアムの電光掲示板で社明運動のCM動画を放映した。（那覇保護観察所）
- 県出身の落語家を「社会を明るくする大使」として任命し、街頭広報活動等を実施した。また、同大使がメインキャスターのラジオ番組に保護観察所長が出演し、社明運動の趣旨や更生保護制度等について同大使とともに解説を行った。実施した保護観察所は、ラジオ番組において、同大使が

分かりやすい言葉で解説することで、幅広い層に理解が広がったのではないかとしている。(和歌山保護観察所)

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

調査対象とした 17 保護観察所から、更生保護に対する国民の理解を促進するために必要と考える取組について聴取したところ、10 保護観察所において、世論調査の結果^(注)を踏まえ、特に 10 歳代後半から 30 歳代前半の若い世代への広報が必要など若年層を含めた幅広い世代を対象に広報を行うことが必要としていた。

(注) 平成 26 年度に内閣府が実施した「基本的法制度に関する世論調査」(対象：全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人。有効回収数：1,826 人 (60.9%)) のこと。「保護司」という言葉を聞いたことがあるか聞いたところ、「聞いたことがある」とする者の割合(「言葉の意味を知っている」及び「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」の合計)は、78.1%であり、年齢階層別にみると、20 歳代は 37.0%、30 歳代は 53.3%であった。

また、保護観察所の中には、小学生の保護者の年齢層への認知度向上を狙って親子向けの更生保護施設の見学等のツアーを行ったり、若年層への周知の効果を狙って高校生が司会を務めるイベントで社明運動の説明を行うなど特定の世代を対象にした取組例(2 保護観察所)がみられた。

〔保護観察所における特定の世代を対象にした犯罪予防活動の取組例〕

- 平成 29 年度に社明運動を始めとした更生保護施策に関する小学生の保護者の年齢層への認知度向上策として、親と子の両方の世代に更生保護について楽しみながら学んでもらう「おかえりバスツアー」(法務省の見学、協力雇用主の職場や更生保護施設の見学等)を企画・実施している。実施した保護観察所は、参加者(9 組 18 名)からは好評を得ているとしている。(東京保護観察所)
- 若年層への周知に効果のある取組として、社明運動強調月間に市が開催している高校生が司会を務めるなど若年層向けイベントにおいて、社明運動の趣旨等の説明を行った。(福岡保護観察所)

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

(保護観察所における犯罪予防活動の見直し等の状況)

調査対象とした 17 保護観察所における犯罪予防活動の見直し等の状況についてみると、4 保護観察所において、県推進委員会の構成員等の見直しを行っている例(4 保護観察所)や、管内の実施状況を把握し、共有等を行っている例(9 保護観察所)がみられた。

〔県推進委員会の構成員等の見直しを行っている例〕

- 毎年、県推進委員会の構成団体について、見直しを行い、社明運動の趣旨に賛同してもらえる団体を開拓している。1~2 割程度であるが、新規に構成団体に加入してもらっており、構成団体数は微増している。(秋田保護観察所)
- 県推進委員会の構成員に福祉関係機関を加えることで、更生保護活動に福祉関係機関の関与を促せるのではないかと意見を受けて、福祉関係機関を追加する等の見直しを行った。(沖縄保護観

察所)

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

〔管内の実施状況を把握し、共有等を行っている例〕

- ・ 社明運動を振り返り、反省すべき点、工夫すべき点等々について協議し、次年度に向けより効果的になるよう協議を重ねている。(徳島保護観察所)
- ・ 毎年、社明運動については、地方推進委員会及び地区推進委員会単位の犯罪予防活動の実施状況を集計し、法務省保護局に報告しており、これらの情報を地方推進委員会において提示し、特に効果のあった行事や取組等を紹介して取組の参考としてもらっている。(札幌保護観察所)
- ・ 矯正展の参加者に対して、社明運動に関するアンケートを実施している。当該アンケートは、10年以上前から実施しており、地方推進委員会において、前年度の結果報告及び傾向の説明を行う際の参考資料として活用しているが、具体的な見直しまでには至っていない。
なお、アンケートを実施すること自体が、社明運動に関する広報となると考えている。(大阪保護観察所)

(注) 保護観察所への実地調査の結果による

一方で、見直しを行っていない保護観察所の一部からは、「法務本省から特段の指示を受けておらず、保護司会からも犯罪予防活動等の負担が大きいという意見を聴いたことがない」とする説明が聴かれたが、当該保護観察所管内の保護司会からは、保護観察所から広報チラシが送付されてくるが、市の回覧物は、県・市の広報誌と福祉に関するものに限られていることから、配布に苦慮しているとの意見が聴かれた。

〔見直しを行っていない保護観察所と当該保護観察所管内の保護司会が負担を感じている例〕

〔保護観察所からの意見〕

社明運動の活動内容を見直すかどうかの議論を行ったことはなく、法務本省から特段の指示を受けておらず、保護司会からも犯罪予防活動等の負担が大きいという意見を聴いたことがない。(和歌山保護観察所)

〔当該保護観察所管内の保護司会からの意見〕

保護観察所から送付されてくるチラシは「回覧」と印刷されているが、市の回覧物は県・市の広報誌と福祉に関するもののみであり、配布に苦慮している。

(注) 保護観察所及び保護司会への実地調査の結果による。

ii 保護司会・保護司における犯罪予防活動の取組状況

調査対象とした 68 保護司会における平成 30 年度に取り組んだ犯罪予防活動の内容（調査時点において予定を含む。）について調査したところ、表 3-(2)-ウ-(イ)-①のとおり、9 割以上の保護司会（64 保護司会）は「街頭広報活動等」を行っていた。このほか、「社明運動作文コンテスト・弁論大会」（51 保護司会）、「ミニ集会等」（50 保護司会）、「総理大臣メッセージ伝達式等」（40 保護司会）などを行っている保護司会が多くみられた。街頭広報活動等の中には、地元サッカーチームの試合で、チラシやグッズ配布を行ったり、スクリーンで

社明運動のCMを放映した例などが、また、学校との連携等の中には、PTAや更生保護女性会等と協力し、通学路での子供の見守り等を実施した例などがみられた。

表 3-(2)-ウ-(イ)-① 調査対象保護司会における犯罪予防活動の主な取組（平成 30 年度）

（単位：保護司会、％）

分類	保護司会数
街頭広報活動等	64 (94.1)
社明運動作文コンテスト・弁論大会	51 (75.0)
ミニ集会等	50 (73.5)
総理大臣メッセージ伝達式等	40 (58.8)
講演会等	25 (36.8)
防犯活動等	22 (32.4)
学校との連携等	21 (30.9)
スポーツ大会等	14 (20.6)

(注) 1 保護司会への実地調査の結果による。

2 複数の取組を実施している保護司会がある。

3 () 内は、調査対象とした 68 保護司会に占める割合である。

〔調査対象保護司会における犯罪予防活動の具体的な取組例〕

分類	具体的な取組例
街頭広報活動等	<ul style="list-style-type: none"> 地元サッカーチームの試合時に、広報ブースを設けて、更生保護のチラシやグッズ（ホゴちゃん^(注)お面）の配布を行い、会場スクリーンでは社明運動のCM動画を放映している。 <p>(注) 更生保護のマスコットキャラクター</p>
ミニ集会等	<ul style="list-style-type: none"> 社明運動推進委員会と協働して各学校区における住民集会・ミニ集会を開催している。
総理大臣メッセージ伝達式等	<ul style="list-style-type: none"> 保護区を構成する 4 市町村の庁舎ロビーにおいて、総理大臣メッセージ、県知事メッセージ及び県教育長メッセージを伝達する社明運動出発式を開催しており、出発式には、市町村職員、保護観察所職員、保護司、更生保護女性会、自治会等が参加している。
講演会等	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所会頭を会長とした市町村更生保護協会と連携して講演会を実施している。
防犯活動等	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第 3 金曜日の「少年を守る日」の夜間巡回、青少年の深夜徘徊^{はいかい}防止決起大会に参加するなどの未成年者に対する犯罪予防活動に参加している。
学校との連携等	<ul style="list-style-type: none"> 保護区内全校区における統一活動について、毎年度 7 月第 1 金曜日に、PTA、更生保護女性会等と協力し、小中学校前や通学路において、交通指導や子供の見守りを実施している。また、小学校区ごとの啓発活動について、各校区に、保護司会、更生保護女性会及び青少年指導員等で構成される青少年を守る会が設置されており、同会を中心に地域の事情に即した啓発活動を実施してい

	る。
スポーツ大会等	・ 社明運動少年サッカー教室を行っている。

(注) 保護司会への実地調査の結果による。

調査対象とした保護司 136 人における犯罪予防活動への参加状況について調査したところ、表 3-(2)-ウ-(イ)-②のとおり、8 割以上の保護司 (107 人) は「街頭広報活動等」に参加していた。このほか、「防犯活動等」(79 人)、「講演会等」(76 人)、「ミニ集会等」(63 人)に参加している保護司が多くみられた。

表 3-(2)-ウ-(イ)-② 調査対象保護司における犯罪予防活動への参加状況

(単位：人、%)

分類	保護司
街頭広報活動等	107 (82.3)
防犯活動等	79 (60.8)
講演会等	76 (58.5)
ミニ集会等	63 (48.5)
スポーツ大会等	23 (17.7)
その他	23 (17.7)

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 複数回答である。

3 不参加の保護司 1 人及び無回答の保護司 5 人は計上していない。

4 () 内は、調査対象保護司 136 人から上記 3 の 6 人を除いた保護司 130 人に占める割合である。

(犯罪予防活動の効果の実感)

調査対象とした保護司 136 人から犯罪予防活動に対する印象について聴取したところ、表 3-(2)-ウ-(イ)-③のとおり、44 人の保護司から犯罪予防活動の効果を感じているとする意見が聴かれた。具体的には、防犯活動等に参加している保護司からは、「子供達の徘徊が減ってきており、犯罪予防活動の効果を感じる」、また、講演会等及び防犯活動等に参加している保護司からは、「学校等の関係機関との連携、信頼の向上という点からは効果があると感じる」などの意見が聴かれた。

また、「社明運動参加者はボランティアの意識が高い方々であるので、社明運動の取組を通じて参加者に保護司の活動や魅力を伝えることが、将来的な保護司の担い手の確保につながると思う」、「犯罪予防活動を通じ、地域住民との交流を深めることで、保護司の活動に対する理解が広がっていると思う」など、犯罪予防活動を通じて保護司活動の理解が進み保護司の担い手確保につながるとする意見 (25 人) も聴かれた。

なお、調査対象とした保護司会によると、社明運動に携わったことをきっかけに保護司に委嘱された例 (1 保護司会) があるとしている。

表 3-(2)-ウ-(イ)-③ 調査対象保護司における犯罪予防活動の効果の実感の有無

(単位：人)

区分	効果を感じている	効果を感じていない
保護司	44	34

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 保護司 58 人は、効果についての意見なし。

〔犯罪予防活動の効果を感じているとする保護司の意見（主なもの）〕

- ・ 担当校区内のパトロールに参加し、自治会役員やPTA役員、少年補導員らと子供達のたまり場等へ行き、声掛けを行っているが、子供達の徘徊が減ってきており、犯罪予防活動の効果を感じる。
- ・ 社明運動等の犯罪予防活動については、学校等の関係機関との連携、信頼の向上という点からは効果があると感じる。
- ・ 社会のルールを知らないために犯罪を起こしてしまう者がいると思う。若いうちから犯罪予防やルールについて話を聞く機会があれば犯罪の予防になると考える。保護司会としての声掛け運動や寺子屋デーはその良い機会である。
- ・ 青少年健全育成を地域全体で行っていることから、少年による事件が少なく、結果的に保護観察の対象となる事件数は減少しており、犯罪予防活動に関わっていることに満足している。
- ・ 街頭広報活動などで、見ず知らずの人に広報物品を渡すことにより顔見知りになるなどコミュニケーションの一つとして役に立っていると感じている。また、いろいろな組織が地域の住民を守っていると意識してもらうことができるなど、犯罪予防活動は役立っていると感じている。

○ 犯罪予防活動が保護司の担い手確保につながるとする意見

- ・ 社明運動参加者はボランティアの意識が高い方々であるので、社明運動の取組を通じて参加者に保護司の活動や魅力を伝えることが、将来的な保護司の担い手の確保につながると思う。
- ・ 地域住民の中には、保護司が何をしているのか知らない・理解していない人もいるが、犯罪予防活動を通じ、地域住民との交流を深めることで、保護司の活動に対する理解が広がっていると思う。
- ・ 保護司とは何かを市民にアピールできること、各民生委員、町内会等と一緒に集まって活動できること、保護司のなり手を探せる貴重な機会であることから、大事な活動であると考えます。
- ・ 犯罪予防活動は、一般の方々の更生保護への理解を深める、保護司になりたい人を増やすという意味で必要なものであり、地道に継続して行っていく必要がある。
- ・ 地域での活動（伝承遊び、剣道・空手の披露などの催し時の広報）としてティッシュペーパーの配布などを行っているが、住民からねぎらいの言葉をもらうなど、手応えを感じており、広報活動によって更生保護に関心を持ってもらう機会となっていると感じている。
- ・ 犯罪予防活動を通じて保護司と更生保護女性会会員が交流を持つことができ、ミニ集会等では保護司の活動を説明して認知度を上げることができており、有意義な活動となっていると思う。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

〔保護司活動から保護司の担い手確保につながった例（保護司会の意見）〕

- ・ 社明運動の関係者(中学校長)が保護司に委嘱された例もあり、担い手確保の一面もあると感じている。

(注) 保護司会への実地調査の結果による。

一方で、上記表 3-(2)-ウ-(イ)-③のとおり、34 人の保護司から犯罪予防活動の効果が感じられないとする意見が聴かれた。具体的には、「周囲に保護司への理解が広がっているという実感は余りない」、「目に見えた効果が現れているようには思えない」などの意見が聴かれ、中には、「むなしい気持ちしか残らず、保護司はこんな仕事をしていると紹介しても意味がないのではないかと感じる」、「何の役割も与えられず、ただ参加するだけであるので、何らかの効果が発現することを期待されているとは感じられない」といった意見も聴かれた。

〔犯罪予防活動の効果を感じていないとする保護司の意見（主なもの）〕

- ・ 親戚との集まりの中で 30 歳代以下の全員が保護司の存在を知らなかったこともあり、周囲に保護司への理解が広がっているという実感は余りない。※街頭広報活動等に参加
- ・ 毎年参加しているが、目に見えた効果が現れているようには思えないため、準備や実施のために手間がかかっているだけなのではないかと感じている。また、社明運動の実施方法については、毎年、同じように街頭宣伝やグッズの配布をしているなど、その方法が固定化している。しかし、予算上、斬新な方法も採れない。※街頭広報活動等に参加
- ・ 犯罪予防活動については、保護司の方のひとりよがりという印象を有しており、活動内容もマンネリ化していると感じている。中学生弁論大会などは、学校側に負担をかけているのではないかと、街頭広報活動（パレード）についても、効果が上がっていない（地域に浸透していない）のではないかと感じている。※街頭広報活動等、講演会等、ミニ集会及び防犯活動等に参加
- ・ 社明運動を実施しても、効果が見えないため、むなしい気持ちしか残らず、保護司はこんな仕事をしていると紹介しても意味がないのではないかと感じる。そもそも更生保護とは宣伝するものとも思えない。更に言えば、配布するティッシュや絆創膏、あるいはチラシの印刷に要する費用も運動のための準備にとられる時間ももったいないと感じている。※街頭広報活動等、講演会等及び防犯活動等に参加
- ・ 犯罪予防活動について、周知活動そのものは非常に重要だが、特に、広報物品の配布について、ただ配布するということには、周知活動としての効果に疑問を感じている。※街頭広報活動等に参加
- ・ 安全パトロール等に参加しているものの、何の役割も与えられず、ただ参加するだけであるので、何らかの効果が発現することを期待されているとは感じられない。※講演会等及び防犯活動等に参加

(注) 保護司への実地調査の結果による。

(犯罪予防活動の負担感等)

調査対象とした保護司 136 人から犯罪予防活動を行う上での負担感について聴取したところ、表 3-(2)-ウ-(イ)-④のとおり、12 人 (8.8%) の保護司は負担を感じているとする意見が聴かれた。具体的には、「複数の保護観察事件等を担当している場合に、保護観察対象者との面接日時の調整に苦慮している上に、犯罪予防活動の打合せや準備の日程調整も行わなくてはならず、全体の日程調整が非常に負担」、「準備作業などに多くの時間を取られることが負担」などの意見が聴かれた。

表 3-(2)-ウ-(イ)-④ 調査対象保護司における犯罪予防活動での負担感の有無

(単位：人、%)

区分	負担感あり	負担感なし
保護司	12 (8.8)	124 (91.2)

(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 () 内は、調査対象保護司 136 人に占める割合である。

〔犯罪予防活動に負担を感じている保護司の意見 (主なもの)〕

- 複数の保護観察事件等を担当している場合に、保護観察対象者との面接日時の調整に苦慮している上に、犯罪予防活動の打合せや準備の日程調整も行わなくてはならず、全体の日程調整が非常に負担になっている。
- 当日の活動だけでなく、参加する地域住民の人集めや準備作業などに多くの時間を取られることが負担である。
- 企画準備の段階から犯罪予防活動に関わっているため、社明運動強調月間前(6月～7月)はプライベートの予定が入れられない。また、学校関連の行事は3月までに学校や教育委員会と調整しないといけないため、年度末も打合せが多くなる。
- 犯罪予防活動には、保護司会長を中心に取り組んでいるが、保護観察協力募金の関係者への依頼から取り組む必要があり大変である。法務省でも保護司会の事務簡素化が言われているが、保護司会の運営では事務局の負担が大きく、更なる負担軽減が必要である。
- 準備作業、打合せに多くの時間を取られており、負担を感じている。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

このほか、「自分が保護司であることが地域住民に広まると、保護観察対象者が自宅での面談に来づらくなるなど悪影響も生じかねない」など保護観察を行うに当たって、犯罪予防活動を行う際に自分が保護司であることを公にするのは抵抗感があるとする意見(6人)も聴かれた。

なお、調査対象とした保護司会によると、保護司であることを前面に出すことに納得できないとして辞任した保護司がいる(1保護司会)としていた。

〔自分が保護司であることを公にするのは抵抗感があるとする意見〕

- 以前は保護司のバッジを外して保護観察対象者と面接を行うなど、保護司であることを表に出さないように気を付けていたが、2～3年ほど前から、法務省から保護司であることを前面に出すように指導されており、少々疑問を感じている。
- 自分が保護司であることを余り第三者に話していないので、保護司であることを前面に出して活動することには少し抵抗感がある。
- 保護司の役割や活動内容に関する一般市民の認知度は低く、犯罪予防活動を積極的に行わなければ理解を広げることは難しいと思うが、保護観察対象者にとっては、面接のため保護司の自宅を訪問することに抵抗感を持つようになるので、保護司であることは知られない方が良い面がある。
- 保護司の活動を広報しなければならないことは理解しているが、犯罪予防活動に参加することで、

自分が保護司であることが地域住民に広まると、保護観察対象者が自宅での面談に来づらくなるなど悪影響も生じかねないと考えるため、一長一短であると感じている。

(注) 保護司会への実地調査の結果による。

〔保護司であることを前面に出すことに納得できないとして辞任した保護司の例〕

保護観察所から、保護司はもっと保護司であることを前面に出して犯罪予防活動を行ってほしい旨の考えが示されたときに、保護司の中には、保護観察等は余り人目に触れずに活動すべきものであり、その考えには納得できないとして辞任した者もいたことから、保護司の保護観察等の活動と犯罪予防活動の両立には難しい面もあると考えている。

(注) 保護司会への実地調査の結果による。

(保護司会における犯罪予防活動の見直し状況)

調査対象とした保護司会における犯罪予防活動の見直しの状況をみると、社明運動推進委員に対してアンケートを行うなどにより、街頭広報活動の実施場所やケース研究会の参加者等の見直しを行った例（10 保護司会）などがみられた。

〔犯罪予防活動について見直しを行った例〕

- 平成 20 年頃からだと思うが、社明運動を幅広い運動とするため、保護司会内での運営方法や、案内の対象、運動の主体を見直した^(注)ところ、強調月間中の市町村民の集いへの参加人数が 200～300 人から 800 人以上に増加した。

(注) 見直した内容は以下のとおりである。

- 保護司会内の部会が中心となって運営してきたが、分区の持ち回り担当にし、地域団体に協力要請を行った。
 - 保護区内全域への案内とは別に、市町村民の集いに参加する小中高生の保護者の参加を広げることを試行した。
 - 各地区単位で推進委員会を設置した。
- 社明運動大会の開催後、地区推進委員会の推進委員（市町村、教育委員会、保護司会、更生保護女性会、自治会等）に対して、同大会の運営等を問うアンケートを実施し、その結果を同委員会の反省会にてフィードバックしており、当該結果に基づき、同大会の開催時間を短縮するための表彰方法の見直しや、街頭広報活動の実施場所の見直しを行った。
 - 更生保護女性会と合同で社明運動総括反省会を実施しており、平成 28 年度には少年非行をテーマに実施した公開ケース研究会について、同年代の中学生の意見も聴けたらよいのではないかとの意見を踏まえて、29 年度から同研究会に中学生も参加できるように見直しを行った。見直し後は好評であったので、今後も継続する予定である。

(注) 保護司会への実地調査の結果による。

(犯罪予防活動に関する法務省・保護観察所への保護司からの要望)

調査対象とした保護司から、犯罪予防活動に関する法務省・保護観察所への要望を聴取したところ、「法務省がテレビCMなど多くの人の目につく形の広報を積極的に行ってほしい」、「保護観察所には、各種行政ボランティア団体の会議等を活用して、犯罪予防活動及び保護司活動の周知活動等を実施してほしい」など積極的な広報を求める要望が聴かれたほか、「統計上、活動の効果が数字として出てくれば、より活動の意味を感じられる」など効

果の把握・検証を求める要望や、「保護観察対象者との面接日時を調整しないといけないことに負担を感じているため、犯罪予防活動に関するイベントを減らすことが必要」など負担軽減のための見直しを求める要望も聴かれた。

〔犯罪予防活動に関する法務省・保護観察所への保護司からの要望（主なもの）〕

分類	内容
積極的な広報を求める要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社明運動については世間での認知度が低く、保護司による活動だけでは限界を感じるため、主唱者の<u>法務省がテレビCMなど多くの人の目につく形の広報を積極的に行ってほしい。</u> ・ 物品の配布は、更生保護女性会と一緒に配布するため人員は十分であるため、保護観察所及び都道府県・市町村には物品作成に必要な金銭面の補助を充実してほしい。 ・ 犯罪予防活動の効果を大きくするためには、他の行政ボランティア等と連携して活動規模を拡大し、保護司の活動を認知してもらうことが重要であると考えているため、<u>保護観察所には、各種行政ボランティア団体の会議等を活用して、犯罪予防活動及び保護司活動の周知活動等を実施してほしい。</u>
効果の把握・検証を求める要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪予防活動を行う上での不満は、活動による効果を把握することが難しいことであり、<u>統計上、活動の効果が数字として出てくれば、より活動の意味を感じられると思う。</u> ・ 個人的には、犯罪予防は、生活基盤及び家庭環境の安定や、社会教育、家庭教育が重要と考えているので、イベントにより犯罪を予防できるとは思わないが、それでも引き続き犯罪予防活動を展開していくのであれば、活動が犯罪予防に結び付いているのかを検証すべきであると思う。
負担軽減のための見直しを求める要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪予防活動に関する会議等の日程を考慮して<u>保護観察対象者との面接日時を調整しないといけないことに負担を感じているため、犯罪予防活動に関するイベントを減らすことが必要だ</u>と思う。 ・ 犯罪予防活動を保護区全体及び分区単位で実施しているが、保護司が減少している分区もあり、分区ごとの実施は負担が大きいため長期的には保護区単位に整理・統合してほしい。

(注) 保護司への実地調査の結果による。